



《今月の笑顔》

八王子三業組合 置屋 ふみ乃家

まゆ乃さん



「新春対談2023」



タックスコーナー

「消費税及び地方消費税の納税は期限内に」



「税に関する絵はがきコンクール」表彰式を開催



# 2023年、日本を前に進めるために!!

## キーワードは“経済の体力回復”と“人材育成”

【新春対談出席者】

八王子税務署 **阿久津安志** 署長

同 **三浦 雄二** 副署長

公益社団法人八王子法人会

同

**清宮 仁** 会長

**小林 一仁** 広報委員長 (司会)



三浦副署長

阿久津署長

清宮会長

小林広報委員長

**司会 (小林広報委員長)** 令和5年を迎えました。皆さま、新年、あけましておめでとうございます。

**一 同** おめでとうございます。

**司 会** 本日は、新しい年に対する希望や展望、阿久津署長、三浦副署長が法人会や八王子の街に対して抱かれた印象など、清宮会長とたっぴり、語り合っていたきたいと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。

署長、副署長は八王子税務署に着任されて約半年が過ぎましたが、はじめに、この間を振り返ってのお話をいただけますか。

**阿久津署長** 八王子に赴任して、まず、若い人が多いのに驚きました。大学、短大、専門学校と数多くの学校があるということで、元気な街だな、活気があるなと思いましたね。

それと、私で三代目です、四代目ですという社長さんと何人もお会いしました。長く続く企業が地元を

支えている、歴史ある街だなと。「〇〇中(中学校出身)」という話題が出るのも、八王子の文化のようですね。

**司 会** 八王子独自ですね。

**署 長** 法人会に限らず、いろいろな団体の集まりで、「〇〇中の先輩だ、後輩だ」という話をよく耳にしましたね。これは、八王子で生まれ育って、八王子で事業を展開されている方が非常に多いということだと捉えています。

**清宮会長** はい、多いと思います。因みに、小林広報委員長は私の七中の後輩です。

**署 長** 会長のところのように、ものづくりの会社も多い、そんなイメージも抱きました。

**会 長** 今、お話を伺っただけでも、「歴史がある、若者が多い、産業がある」。良いところだらけに感じますね。特に、歴史は慌てて作ろうと思って作れるものではありませんから。

**司 会** 副署長はいかがですか。

**三浦副署長** 自然あり、産業あり、という中で、お話に出ましたように、若者も多く、活気があるなという印象が強いですね。あと、八王子のことが大好きという方ばかりで魅力に溢れた街ということが伝わってきます。

**署 長** 私と三浦副署長は、八王子税務署に着任するまで、面識は無かったのですが、たまたま、二人とも福島県の南会津地方の出身です。本当にとなり町なんです。でも、三浦副署長、高校生になったら、若者はもう、地元に残らないよね。



**副署長** そうですね。地元から通える高校も限りがありますし、就職で地元から離れる人も多いですね。

**署 長** そうなんです。だから、八王子に残り続け、経営者になる方が多いという姿はうらやましいです。

**司 会** 八王子は住みやすいということもあるんでしょうね。山梨県出身の私の知人も、全然、八王子の方が良いと言いますから。私は、山梨も魅力的に感じますけれど。

### 八王子の特色、“地域一丸”の姿

**司 会** 八王子法人会の活動を半年間、ご覧いただいたの感想はいかがでしょう。

**署 長** 昨年末、「税に関する絵はがきコンクール」の表彰式に出席させていただきましたが、その際、主催である法人会の役員はもちろん、関係団体の長の方々も、みなさん、万難を排して集まってくださいましたよね。市とか、議会とか、教育委員会の方々もスケジュールを調整して集まってくださる。ここまで、各機関、団体が一致団結している所って他にあるのかなと。凄いことなんじゃないかと思いました。これは、八王子法人会の地域に密着した活動や、地域に対する貢献の積み重ねの結果ではないでしょうか。

**副署長** そうですね。ここまで、各団体の繋がりが密な地域と言うのは、他の税務署管内を見渡しても、なかなか無いと思います。

私も着任以来、理事会や各委員会に出席させていた

だきましたが、それぞれ、みなさん、真剣に議論され、それに基づいて事業を具体化させています。会員の方に対してはもちろんですが、地域のため、社会のため、という意識が非常に高いと感じています。

**会 長** ありがとうございます。

これも、7名の副会長が、それぞれ委員会を担当し、能力を存分に発揮していただきながら、事業を進めてもらっているお陰かと思えます。今から約10年前、私が初めて副会長を拝命した際は、「会員のための活動だけをすればよいの



かな」と思っていました。しかし、公益法人として“税”についての活動を進めていく上では、「絵はがきコンクール」や「租税教室」のように、小学生とも関わりを持つようになってくるわけです。会員以外の方にも、活動の対象を広げていくということの大切さをあらためて認識しているところです。

**署 長** いま、会長から副会長の皆さんがそれぞれの担当分野でしっかりと活動をリードされているというお話がありましたが、背景には、事務局の皆さんのサポートもありますよね。

**会 長** それはあると思います。

**署 長** 事業の運営や、資料作りなど、しっかりされていて、その点、税務署の担当者も助かっていると思います。

**会 長** お褒めいただき、ありがとうございます。

### 現代の公務員にも通じる「戒石銘」の教え

**司 会** 先ほど、署長、副署長ともに、会津のご出身と伺いました。また、八王子税務署に着任されるまでの間、各地での勤務経験もお持ちとお聞きしています。それぞれの地域の風土、気質など、八王子の皆さんにお話しただけですか。

**署 長** 4年前、福島県の二本松税務署で署長をしておりました。福島県は会津、中通り、浜通りと縦に三つに区分されるんですが、二本松は中通りにある、人口5万人ほどの小さい市なんです。

ただ、歴史はありまして、城下町なんです。

**会 長** 菊人形などでも有名ですね。

**署 長** そうなんです。ところで、会長、二本松城址に碑がある「戒石銘」をご存じですか。

## 2023年新春対談

**会長** いや、存じ上げませんが。

**署長** 石に刻まれた16文字  
(画像参照)なのですが、二本  
松税務署から近いので、何度  
か実物を見に行きました。前  
半の8文字は、「あなたたちの  
給料は、民の血と汗の賜物だ



よ」といった意味、後半の8文字は、「民は虐げやすい  
かもしれないけれど、天はちゃんと見ていますよ」と  
いう意味です。約270年前から、藩主が藩士への戒  
めとして、城の通用門の場所に建てていたんですね。

**会長** 私も、二本松に行ったことはありますが、こ  
れには気づかなかったですね。

**署長** 前半の8文字は、税務職員に限らず、現在の  
公務員全体に相通じる言葉だと思って、大変、気に入  
っておりまして、二本松に連絡してパンフレット  
を送ってもらい、これを署員にも周知しました。

**副署長** 因みに、これ  
は、各副署長の部  
屋にも額に入れて  
飾っております。

**司会** 副署長の前  
任地は名古屋です  
よね。

**副署長** 昨年まで2  
年間、名古屋にお  
りました。「名古屋  
めし」と言われる  
食文化も発展して  
いますし、名古屋  
城をはじめ、観光  
地もいろいろあります。それと、清宮会長も、小林  
委員長も自動車関係のお仕事をされていますけれ  
ど、やはり、自動車産業を中心とした物づくりの  
盛んな地域ですね。通勤利便なども非常に良くて、  
八王子と同様、住みやすい街で、人も親切に感じま  
した。

**会長** 我々から見ると、名古屋というのは、アグ  
レッシブと言いますか、元気が溢れているような感  
じがしますよね。

**副署長** 愛知県でも、豊田市などは、トヨタ自動車  
を中心に街が動いている感じがありまして、土日が休  
日ではなくて、トヨタの工場が休みの日が休日みた  
いなところがあります。

**署長** 会津のこともお話しさせてください。私たち  
の出身地の南会津は、厳密には会津藩領ではなく、  
天領であり、徳川の領地だったんです。ですから、  
会津藩士の流れは全く汲んでいないんですが、それ

でも、子どもたちは“什の掟”と言って、『ならぬこ  
とはならぬものです』などと、教え込まれるん  
です。また、冬になりますとかなり雪が積もるも  
のですから、スポーツも体育館での剣道かバスケッ  
トしかないんです。中学時代3年間の冬の剣道は、厳  
しい寒さの中、きついものがありましたね。

**副署長** 私も、高校の時の体育は武道が必須で、剣  
道を選択していました。

**会長** 私は、中学、高校の6年間、剣道部でした。  
高校に進学しないと、二段は受けられないので、高  
校入学後、最初の検定で二段を取った時は、最年  
少、最年少と、自慢しておりました。しかし、会津  
のイメージと剣道は、しっくりきますね。

### ますます進化する、税務行政のデジタル化

**司会** 国税庁では、e-Tax（国税電子申告・納税  
システム）の普及推  
進を筆頭に、業務の  
デジタル化を進め  
ていらっしゃいま  
す。法人会でも、各  
種申込手続き等の  
オンライン化を進  
めていますが、いま、注目されるデジ  
タル化について、感  
じていらっしゃる  
ことをお聞かせくだ  
さい。



**署長** 個人的に、デジタル化を身近に感じるのは、  
オンライン診療ですね。実際に使ったことはないで  
すが、持病などで定期的に診察を受けたり、薬を出  
してもらったりという部分は、今後、そうなってい  
くんでしょね。

オンライン診療は、その向こうに医師がいます  
が、e-Taxは職員が対応するわけではなく、機  
械の中で全てやっしまおうというわけですから、  
その先を行っていますよね。

日本に限らず、デジタル化の流れというものは止  
まらないでしょうし、推進していかなくちゃいけ  
ないと思います。

**会長** 私も、壇上での挨拶の機会があるごとに、e-  
Tax、インボイス、電子帳簿保存法と繰り返し、  
言わせていただいています。

**署長** はい、そのことは承知しておりますし、大  
変、感謝しております。

それから、今年の12月からは、金額に上限はあ



るものの納税の際にスマホ決済もできるようになりました。これも推進していきたいですね。

**会長** 海外を見ていると、デジタル化という意味では、日本は遅れているかなと感じますね。

**署長** そうですね。海外では、デジタル化の進展で、役所に足を運ぶと言う感覚が全くない国も出てきているようですから。

### 残り時間僅か！ インボイス制度への対応を

**司会** インボイス制度が、いよいよ10月から導入されますね。

**署長** はい。登録申請の手続きは、今年3月末までにということをお願いしており、法人会の会員さんは、かなり、進んできていると聞いています。ただ、全体で見ますと、まだ5割に届いていない状況です。事業者の方々が後手後手にならないよう、周知広報に取り組んでいるところです。法人会の会員企業さんには、個人事業者を含め、取引先ですとか、協力会社の皆さまへの制度の周知もお願いしたいですね。

**会長** これは、自社だけが手続きしていれば良いというものではありませんからね。法人会としましては、さらに、さらに、最後の追い上げをしていきたいと思えます。

**署長** よろしく申し上げます。

### withコロナで大切な“欠席”を認める空気

**司会** 最後になりますが、2023年、どのような年になってほしいか、また、していきたいか、展望をお聞かせください。

**署長** コロナについては、日本もwithコロナという方向になってきていると認識しています。ウイルスは常に変異するので、撲滅は難しいとも聞きます。なんとか、これとうまく付き合いながら、社会活動を取り戻したいですね。

もうひとつは、皆さまの会社もそうだと思いますが、税務署も人材育成というのが大命題になってきています。コロナが広がってからは、あまり、調査

にお邪魔する機会も少なくなり、若手が経験を積むことができていません。とにかく、若手を一人前にしていかななくてはいけないと思います。

**会長** 若手がどう育っていくかというのは、どの企業にとっても大事ですよ。スキルとか知識だけではなくて、モラルとか、モチベーションとかも重要です。自分がやることによって、この国の、この会社の、そして、自分自身の価値がどのように高まるか。そのために、スキルや知識を身につけたい。こういう視点に立たないと、日本人の強さが出てこないのかなと思いますね。

**司会** 副署長はいかがですか。

**副署長** 着任して以来、法人会の意見交換会などに参加させていただきましたが、現在は感染症対策上、税務署側の参加人数に制限があります。今年は、制約なく、皆さまと接する場面に出席させていただける形になれば願っています。

**会長** コロナについては、あまり強毒ではなくなってきていますが、感染すると一週間、外出できないという制限が付きますので、まだまだ油断はできないですね。

ただ、これからは、心配だからと言って、催し物をやめてしまうのではなくて、お仕事柄、あるいは、基礎疾患を持っているから、感染してはまずいな、という方については、自由に「不参加」を選択できる形が望まれると思います。「あの人は、なぜ、出席しないんだ」という空気を作らせない。「出席」と「欠席」を自由に選べる雰囲気にする。だけれども、催し物は進めていく。そうなるのが良いのかなと思いますね。

そのいっぽうで、コロナが経済に与えた影響は非常に大きい。私の仕事に関して言えば、インパクトとしては、リーマン・ショックのほうが大きかった。でも、これは、1年で終わったんです。今回は、インパクトはリーマンの半分くらいかなと思いますが、2年以上続いていて、ボディブローのように影響が出てきています。これを、どのように回復させていくか、今年は、日本として大切なところに来ているように思いますね。「コロナ明けからの体力回復」を丁寧に見ていく年になるのではないのでしょうか。

**司会** 皆さま、多岐にわたるお話をありがとうございました。お時間が参りましたので、これで、新春対談を終えさせていただきます。

一同 ありがとうございます。

※文中の写真を含め、写真撮影時のみマスクを外しています。



【2022.12.1 京王プラザホテル八王子】

## 第9回「税に関する絵はがきコンクール」優秀作品表彰式を開催



清宮会長から最優秀賞の大原さんへ賞状を授与



賞状を手に、入選者、賞状授与者が壇上で記念撮影  
(記念撮影時のみ、マスクを外していただきました)

八王子法人会が公益社団法人への移行とともに開始した「税に関する絵はがきコンクール」。今年で9回目を迎える中、市内小学校に在籍する児童から、計773点の力作の応募がありました。

税務署、都税事務所、八王子市、市議会、教育委員会といった公的機関の他、商工会議所、税理士会、納税貯蓄組合などの民間団体からも各賞を提供いただく中、実施されたコンクール。これらの機関、団体の代表者と法人会役員による二次にわたる審査に基づき入選が決まった児童15名が出席し、12月1日、京王プラザホテル八王子で「優秀作品表彰式」が開催されました。

保護者や学校関係者が見守る中、きちんと整列し、緊張の面持ちで会場に入場してくる入選者が盛大な拍手で迎えられるところから式がスタート。最優秀賞、八王子税務署長賞はじめ、各賞入選者ひとり一人に賞状と記念品が授与されました。最後は、入選者と各賞の授与者が壇上に整列して記念撮影。客席からもたくさんのシャッターが切られ、盛大な表彰式が終了しました。

【2022.12.16 八王子税務署】

## 最優秀賞・八王子税務署長賞の児童が「一日税務署長」を務める

最優秀賞を受賞した大原衣都さん、税務署長賞を受賞した中野琴葉さんが、八王子税務署にて開催された「一日税務署長」を務めました。二人は阿久津署長から委嘱状を交付され、一日税務署長の襟をか

け、税務署幹部、法人会の出席役員と名刺を交換。人生初の名刺交換に緊張の面持ちでした。署内見学や税務署幹部、法人会役員との記念撮影など、思い出に残る一日となりました。



阿久津署長をはじめ署の幹部、法人会役員と記念撮影を行いました



一日税務署長の2人と名刺交換をする清宮会長



最優秀賞  
大原 衣都  
(梶田小学校6年)



八王子税務署長賞  
中野 琴葉  
(みなみ野小学校6年)



東京都八王子都税事務所長賞  
上石 冴理  
(第三小学校6年)



八王子市長賞  
朝日 小春子  
(東浅川小学校6年)



八王子市議会議員賞  
高橋 美緒  
(長池小学校6年)



八王子市教育委員会教育長賞  
上原 瑤子  
(長池小学校6年)



八王子商工会議所会頭賞  
佐藤 藍  
(第三小学校6年)



東京税理士会八王子支部長賞  
高橋 円  
(第三小学校6年)



八王子納税貯蓄組合連合会長賞  
山崎 世菜  
(東浅川小学校6年)



八王子優法会長賞  
鈴木 遥  
(第四小学校6年)

**入選作品のご紹介**  
このページでは、今回入選となった全15作品をご紹介します。  
(入選者氏名敬称略)



八王子法人会長賞  
淵 心美  
(鹿島小学校5年)



八王子法人会長賞  
荒井 翼  
(城山小学校6年)



八王子法人会女性部会長賞  
竹内 彩乃  
(鹿島小学校6年)



八王子法人会女性部会長賞  
山中 諒  
(鹿島小学校5年)



八王子法人会女性部会長賞  
小田 拓実  
(由木中央小学校6年)

# 消費税及び地方消費税の

# 納税は期限内に



**消費税及び地方消費税の税率は、10%です**(注1)。

**基準期間**(注2)の課税売上高が**1,000万円を超える事業者は、課税事業者として消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です。**

(注1) 飲食料品(酒類を除きます。)及び一定の新聞の譲渡については、軽減税率(8%)が適用されます。

(注2) 基準期間とは、原則として、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいいます。

例えば、個人事業者の場合、令和2年の課税売上高が1,000万円を超えていれば、令和4年は消費税の課税事業者となります。

なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える場合など一定の場合は、課税事業者となります。

↓↓↓↓↓↓ 期限内納付のために ↓↓↓↓↓↓

## 課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします!

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方に向けて、業種別に積立目安月額を表示したものです。

※ 例えば、小売業でその課税期間の課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約34,000円(各月売上高 × 売上に対する納税額の目安率2.0%)となります。

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業、 農林漁業(飲食料品の 譲渡に係る事業) (第2種事業)		農林漁業 (飲食料品の譲渡に 係る事業を除く)、 建設業、製造業など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、 運輸通信業、 サービス業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)	
	年間課税 売上高	各月 売上高	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額
みなし仕入率	90%		80%		70%		60%		50%		40%	
売上に対する 納税額の目安率	1.0%		2.0%		3.0%		4.0%		5.0%		6.0%	
1,000 万円	84 万円	10 万円	0.9 万円	20 万円	30 万円	2.5 万円	40 万円	3.4 万円	50 万円	4.2 万円	60 万円	5.0 万円
2,000 万円	167 万円	20 万円	1.7 万円	40 万円	60 万円	5.0 万円	80 万円	6.7 万円	100 万円	8.4 万円	120 万円	10.0 万円
3,000 万円	250 万円	30 万円	2.5 万円	60 万円	90 万円	7.5 万円	120 万円	10.0 万円	150 万円	12.5 万円	180 万円	15.0 万円

(注1) 上記積立目安月額の計算については、簡便なものとするため、軽減税率が適用されるものは考慮していません。

(注2) 令和4年4月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。

(注3) 課税事業者の方の申告所得税及び復興特別所得税の申告が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

国税庁ホームページ  
<https://www.nta.go.jp>



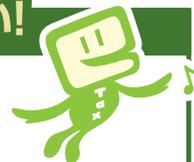
国税庁 消費税

Q 検索

## 簡単・便利なダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)をご利用ください!

インターネットを利用できる端末をお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用した電子納税ができます。

特にダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダーライターが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税の方法となっておりますので、ぜひご利用ください。



詳しくはこちら→

### ■ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)を利用した予納

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等をe-Taxに登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付(予納)することができます。

納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある「ダイレクト納付の手続」をご覧ください。



#### 【例】定期的に均等額を納付(予納)する場合



## 個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます!

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引落しの方法により納付ができる振替納税がご利用になれます。

振替納税を利用される方は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(振替依頼書)を税務署又は金融機関に提出してください。

提出に当たっては、振替依頼書をオンライン(e-Tax)で提出していただくか、書面の振替依頼書(国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。)に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。



詳しくはこちら↑



詳しくはこちら↑

## 任意の中間申告制度

直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税額を含まない年税額)が48万円以下の事業者(中間申告義務のない事業者)が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間(注)から、自主的に中間申告・納付することができます。

(注)「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

## 軽減税率制度及びインボイス制度に関する相談

軽減税率制度及びインボイス制度に関するご質問やご相談は、「軽減・インボイスコールセンター(消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター)」で受け付けております。

【フリーダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9:00～17:00(土日祝除く)

※軽減税率制度及びインボイス制度については、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)」をご覧ください。



詳しくはこちら↑

## 納税が困難な方には猶予制度があります。

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。【受付時間】8:30～17:00(土日祝除く)



詳しくはこちら↑

## 「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」をテーマに署長講演会を開催

女性部会では11月24日、八王子税務署の阿久津安志署長を講師に迎え、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」をテーマに講演会を開催しました。既に、電子申告や国税のキャッシュレス納付などが一般化する中、あらゆる税務手続きが税務署に行くことなく行える社会を目指す将来構想などについて説明がありました。



▲阿久津署長



▲進化するデジタル化について学びました

## 管理職に求められるものは何か？ リーダシップの本質などを解説



▲管理職としての心得を約3時間にわたり解説

『日本企業の管理職は、話し上手な方が多く、部下に指導する際も、相手の声を聴くことなく、自分だけがどんどん話してしまう。話し上手な管理職は三流、部下の話に耳を傾ける管理職は二流、部下の話を引き出すことができ初めて一流の管理職である』『管理職に求められるのはマネジメント能力。目標に向かって取り組む場合、それが上司から与えられたものでは部下のやる気は起きず、目標を自ら考えさせることが必要。部下に教えるのではなく、部下を導くことが仕事である』。



▲講演終了後、出席者同士の懇談会が行われました

会員企業からの要望を受けて、研修委員会が企画した企業管理職向けの人材育成セミナー。市内企業の若手経営者や中間管理職的立場にある方々が出席する中、三井住友海上経営サポートセンターの五十嵐朋人氏に講師を担当していただきました。冒頭のような説明でスタートした解説は、現代社会の常識や価値観にあわせたマネジメントのあり方や、ハラスメント対策など、休憩をはさみ3時間にわたり展開されました。講義終了後には、短時間ながら、講師と出席者との懇談の時間も設定。一般的な質疑応答の他、出席者全員に自己紹介を兼ねて発言いただいた中、各社が抱える悩みや課題などを語る方も見受けられました。こうした生の声は、会社は異なっても、管理職という立場を共有する他の出席者にとって、参考になったようでした。



▼今月の笑顔は、『八王子三業組合』を訪問し、置屋ふみ乃家の若葉さん、まゆ乃さんにお話を伺いました。

▼黒塚といえば八王子三業組合、現在13名の芸者衆が在籍しています。置屋ふみ乃家のまゆ乃さんは2022年4月からお稽古を始めた新人さん。大学の就職活動で見学して業界に入られたそうです。「出身は愛知県で、宇都宮市にある大学を卒業しました。学生時代にホームページを見て見学させていただき、ふみ乃家へ入らせていただきました。和食のお店でアルバイトをしていた時、女将さんが和装で接客する姿に憧れがありました」

▼毎日振り返りながら着実に向上していくまゆ乃さん、「毎日どこに問題があるか日々振り返りながら取り組んでいます」(まゆ乃さん)

ふみ乃家の女将、若葉さんはお稽古事は自主的な稽古が必要になるといいます。「鳴り物やお三味線、踊りのお稽古は通うだけでは上達しません。自宅でお稽古のための自主稽古をする事が必要になります」(若葉さん)

▼八王子の街の印象を尋ねると、「八王子は地元愛があって温かい街ですね。俄山車に乗れる八王子まつりが楽しみです」(まゆ乃さん)

▼稽古の日々の中にも大切な休日の過ごし方を伺ってみると、「休日は図書館に行ったり、YouTubeを見たりします。歴史関係の本は特に好きですね」

▼まゆ乃さんの仕事に取り組む姿勢を大変評価するふみ乃家主の若葉さんは、「しっかりとした娘です。暫く栃木から3時間近くかけて通っていましたが仕事を休むこともなく、集合時間には一度も遅刻せず頑張っ



置屋 ふみ乃家

若葉さん

まゆ乃さん

くれました。白塗りが似合っていてとても綺麗で嬉しいです。今後に大変期待しています」

▼目標をもって日々取り組むまゆ乃さん、「お披露目曲を一人で踊りましたが、今度は頑張ってフィナーレなど、先輩方と一緒に踊れるようになりたいです」

▼「皆稽古頑張っています。是非お座敷にお声掛けくださいませ。また、お若い方の見学も大歓迎です。お気軽にいらしてください」(若葉さん、まゆ乃さん)

〒192-0072

八王子市南町1-7

電話：042-622-5191

<https://fuminoya-wakaba.com/>



消費税には申告・納付期限<sup>(※1)</sup>があります。



申告・納付にはe-Tax<sup>①</sup>が利用できます。



個人事業者の方には振替納税も利用できます。



## 消費税の期限内納付を忘れずに。

期限内納付のための納税資金の積立をお願いします!<sup>(※2)</sup>

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

- ◆消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- ◆基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です<sup>(※3)</sup>。
- ◆期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- ◆確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額<sup>(※4)</sup>に応じた中間申告・納付が必要となります。



法人会

国税庁 消費税



直前の課税期間の確定消費税額 <sup>(※4)</sup>	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) <sup>(※5)</sup>

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※2 納税資金の積立には、ダイレクト納付による予納が便利です。利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

※3 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

※4 地方消費税を含まない年税額をいいます。

※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自動的に中間申告・納付することができます。

発行者 公益社団法人 八王子法人会  
 編集者 公益社団法人 八王子法人会  
 発行所 公益社団法人 八王子法人会  
 第47巻 第10号 通巻506号

会長 清宮 仁  
 広報委員長 小林 一仁  
 東京都八王子市大横町14-25  
 電話(042)625-4875(代) FAX(042)625-0566

発行日 令和5年1月5日  
 印刷 スズキ美術印刷(株)  
 東京都八王子市南町9-8  
 電話(042)626-2600(代)

# ニワトコ

写真・資料提供

菱山忠三郎氏

早春、山ぎわの里山のようなところで、ニワトコの若木は他の木に先立ってその冬芽がふくらみはじめ。人々に春の到来をつげる木として親しまれている。何枚もの重なりあつた冬芽の芽鱗は一月にはややほころびはじめる。

冬芽を半分にそいで、中を見ると小さい芽には葉の芽が伸び始めており、大きい芽は花芽が伸び始め、一緒に葉の芽も伸び始めている。葉の入っている芽を葉芽、花と葉の芽が両方はいっているのを混芽と呼ぶこともある。

葉は羽状複葉で対生する。2〜5月、

小さな白い花をこの花序に次々とつける。果実は直径3〜5ミリの卵球形で赤く熟して目立つ。ごく稀に黄色の実をつけるものがあり、キミノニワトコの名がある。初めて千葉県東金の人里近い山中で見つけて感動したことがある。

幹や枝にキクラゲというキノコが着くことがある。これは食用となる。キノコを食用に楽しむ人は大喜びでこの木に群がる。

半開きになったこのニワトコの花は煎じて発汗、利尿などに使われてきたり、リュウマチの治療にもよいと昔からいわれていた。果実からはニワトコ酒がつくられたりした。



身近な自然環境を大切に



法人会